広島県告示第百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　指定する形質変更時要届出区域

江田島市江田島町小用一丁目七一〇〇番四の一部

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物